お知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済対策として、特別定額給付金（国民１人につき１０万円）等が給付されることとなり、生活保護を受けている皆様も、対象とすることが決定されました。

これらの給付金については、生活保護制度上、

収入として認定はいたしません。

しかし、給付金を受け取った時には、これまでどおり、収入申告が必要です。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、不要不急の外出を控えることとされています。

このため、速やかな収入申告を行うことが難しい場合は、給付金を受け取った日より後に予定されている、家庭訪問や郵送により提出してください。

なお、給付金の種類ごとの詳しい取扱いについては、別紙をご覧いただくとともに、別紙の内容にご不明な点がある場合は、担当のケースワーカーにお尋ねください。

〇〇福祉事務（担当：　　電話：　　）